

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省エネ家電等マーケットモデル事業)Q&A【第二次公募】

	質問	回答
全般	Q. 1 採択はいつ頃になりますか。	審査委員会を経て、平成29年7月下旬を予定しています。
	Q. 2 本補助事業の総予算はいくらですか。	予算総額は約19億円です。
	Q. 3 採択先の公表はありますか。	環境イノベーション情報機構のウェブサイトで公表する予定です。
	Q. 4 補助金の採択基準や評価ポイントはありますか。	審査基準は審査委員会にて決定されます。 参考:公募要領7頁「審査のポイント」
	Q. 5 5つ星省エネ家電を調べるにはどうしたらよろしいですか。	5つ星省エネ家電は、省エネ型製品情報サイト( <a href="http://seihinjyoho.go.jp/">http://seihinjyoho.go.jp/</a> )または、経済産業省 資源エネルギー庁が発行する省エネ性能能力タログの最新版( <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/more/">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/more/</a> )をご確認ください。
	Q. 6 補助対象の範囲はどこまでですか。	公募要領「1. 事業の目的と補助事業の内容について」をご覧ください。
	Q. 7 補助対象経費の下限額はありますか。	下限は設けていません。
	Q. 8 「COOL CHOICE」への賛同は必要ですか。	本事業は、国民運動「COOL CHOICE」(賢い選択)の一環として行われているため、「COOL CHOICE」にご賛同いただく必要があります。COOL CHOICE公式サイトにおいても随時賛同を募集中です。 ( <a href="http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/">http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/</a> )
	Q. 9 本事業の事業者区分において、「中小小売店」「その他の事業者」「インターネット・ショッピングモール事業者」に区分されていますが、「中小小売店」の定義を教えてください。	本事業で区分している「中小小売店」とは、中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)で規定されている中小企業者であって、業種分類で「小売業者」を対象としています。 《資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの》(中小企業基本法第2条第1項第四号)
	Q. 10 補助金の交付決定前に実施した事業は補助対象になりますか。	補助金の交付決定後でなければ、補助対象になりません。
①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業	Q. 1 本事業の対象に、販売店への卸しは含まれますか。	含まれません。
	Q. 2 フランチャイズ店(加盟店)の売り上げを直営店とまとめて応募申請することは可能ですか。	応募申請は、法人または個人事業主単位となります。 フランチャイズ店(加盟店)の場合は、各店舗ごとの申請としてください。
	Q. 3 公募要領・別添1「平成28年8月～平成29年1月の『エアコン』の販売一覧」及び別添2「平成28年8月～平成29年1月の『冷蔵庫』の販売一覧」の作成方法について教えてください。	別添1及び別添2の様式に沿って作成・記載ください。 ただし、必要な情報が記載されていれば、管理台帳や販売台帳の写しなどをもって代えることが可能です。 記載した内容の根拠書類を応募申請書に添付する必要はありませんが、事業期間中における中間検査や会計検査において確認される可能性がありますので、根拠となる書類は確実に保管するようお願いします。
	Q. 4 前年度の売り上げ台数は、実店舗とインターネット通信販売の売り上げの合算として考えればよろしいですか。	実店舗とインターネット通信販売の売り上げの合算を対象としてください。 公募要領・別添1「平成28年8月～平成29年1月の『エアコン』の販売一覧」及び別添2「平成28年8月～平成29年1月の『冷蔵庫』の販売一覧」の「インターネット通販情報」の欄に、区分の記載をお願いします。
	Q. 5 公募要領・別添1「平成28年8月～平成29年1月の『エアコン』の販売一覧」及び別添2「平成28年8月～平成29年1月の『冷蔵庫』の販売一覧」に記載しなければならない家電の範囲を教えてください。	家庭用のエアコン及び冷蔵庫が対象となります。 省エネ型製品情報サイトまたは、経済産業省 資源エネルギー庁が発行する省エネ性能能力タログもご参照ください。
	Q. 6 応募申請書・別紙2「省エネ家電マーケットモデル事業に要する経費内訳」において、算定途中で上限額5,000万円を超えた場合、販売数量目標値を下げて5,000万円に収まるように記入しなければなりませんか。	5,000万円を上回る金額で応募申請いただくことを拒むものではありませんが、採択額は5,000万円が上限となります。
	Q. 7 対象期間中に販売した5つ星省エネ家電のリサイクル券の写しは、完了実績報告書に必ず添付しなければいけませんか。	完了実績報告書には、対象期間中に販売した5つ星省エネ家電のうち、家電リサイクル券の写し、又は家電リサイクル券センター公式サイトの取扱店システムにより事業者が抽出・印刷可能な引取券照会一覧を添付する必要があります。
②5つ星省エネ家電とLED照明器具を組み合わせた買換促進事業	Q. 1 「工事が伴う」とは具体的にどういったことを指しているのでしょうか。	工事が伴うLED照明器具としては、玄関灯や壁面灯などの外灯を想定しています(電球だけを交換する場合は本事業の対象外となります)。 なお、LEDシーリングライトは工事を伴わなくても対象となります。
	Q. 2 完了実績報告書の提出時には、どのような証拠書類が必要でしょうか。	完了実績報告書には、組み合わせて販売したことが証明可能な販売記録(証明が可能な売上伝票または納品書等の写し)の添付が必要です。 具体的には、5つ星省エネ家電とLED照明器具と(シーリングライトでない場合は)工事をしたことが一枚の紙に記載された売上伝票または納品書の写しが必要になります。
	Q. 3 エアコンと冷蔵庫を同時に販売し、LEDをセット販売した場合、どちらの製品にセット販売としてカウントするのでしょうか。	どちらでも結構です。ただし、両方にカウントすることはできません。

	質問	回答
③「COOL CHOICE」特設サイト開設促進事業	Q. 1 【「しんきゅうさん」について】 ・「しんきゅうさん」とは何ですか。  ・「COOL CHOICE」特設サイトで「しんきゅうさん」をどのように活用すればよろしいですか。  ・「しんきゅうさん」のデータをシステム上、連携させることはできますか。	「しんきゅうさん」( <a href="http://shinkyusan.com/index.html">http://shinkyusan.com/index.html</a> )とは、環境省が平成20年度から運営している省エネ製品買換ナビゲーションサイトであり、家庭消費電力上位5品目(冷蔵庫・照明器具・テレビ・エアコン・便座)について、買換えによるCO2削減効果や経済的メリット(ランニングコストの低減効果)等を示すシステムです。  「しんきゅうさん」のバナーリンクや、「しんきゅうさん」から得られるデータを利用することにより、サイトにおいて対象家電の買換えによるCO2削減効果や経済的メリット(ランニングコストの低減効果)等の表示を行ってください。  環境イノベーション情報機構のウェブサイト「しんきゅうさん外部データとの連携について」( <a href="http://www.eic.or.jp/eic/topics/2016/files/h28market_09.pdf">http://www.eic.or.jp/eic/topics/2016/files/h28market_09.pdf</a> )をご覧ください。 なお、「しんきゅうさん」のデータを連携させるためのシステム構築に時間を要する場合は、システム構築が完了するまで、「しんきゅうさん」のバナーリンクを特設サイトに掲載するようお願いします。
	Q. 2 「COOL CHOICE」の賛同を促す方法はどのようなことを想定していますか。	「COOL CHOICE」特設サイトにおいて、買換促進と合わせて「COOL CHOICE」への賛同ができる仕組みを構築することや、環境省「COOL CHOICE」公式サイトのリンクを張って賛同を促すこと等が考えられます。
	Q. 3 「COOL CHOICE」特設サイトはいつまで運用する必要がありますか。	開設後、少なくとも3年間はサイトの運用を継続してください。
	Q. 4 補助対象となる経費について、具体的に教えていただけますか。	自社が保有する既存のインターネット通信販売サイトの「COOL CHOICE」特設サイト構築に必要な業務費(「COOL CHOICE」の取り組みの紹介や省エネ家電の買換えを消費者に促すコンテンツなどを新設した部分)が補助対象になります。既存のインターネット通信販売サイトに省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」等を活用して省エネ製品への買換えによるCO2削減やランニングコスト低減効果等を比較する機能を組み込んだ場合は、その開発費が対象となります。 なお、情報発信のためのインフラ(インターネット回線利用費、サーバー機器等)は補助対象になりません。
	Q. 5 事業の翌年度への繰り越しは認められますか。	本事業は平成30年1月末日までに完了するものを補助対象とします。繰り越しは認められませんのでご注意ください。